

議案第 2 1 号

岩倉市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部
改正について

岩倉市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改
正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和 7 年 2 月 2 6 日提出

岩倉市長 久 保 田 桂 朗

岩倉市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例

岩倉市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（昭和46年岩倉市条例第81号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

退職報償金支給額表

階級	勤務年数						
	5年以上	10年以上	15年以上	20年以上	25年以上	30年以上	35年以上
	10年未満	15年未満	20年未満	25年未満	30年未満	35年未満	
団長	239千円	344千円	459千円	594千円	779千円	979千円	1,079千円
副団長	229	329	429	534	709	909	1,009
分団長	219	318	413	513	659	849	949
班長及び 副班長	204	283	358	438	564	734	834
団員	200	264	334	409	519	689	789

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の岩倉市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例別表の規定は、この条例の施行の日以後に退職した非常勤消防団員について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。